

多久市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 2 5 号

多久市手数料徴収条例の一部を改正する条例

多久市手数料徴収条例（平成 1 2 年多久市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 1 0 条第 1 項、第 1 0 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第 1 2 0 条第 1 項、第 1 2 0 条の 2 第 1 項若しくは第 1 2 6 条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料 1 通につき 4 5 0 円

第 2 条第 2 号中「第 1 項」の次に「、第 1 0 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項から第 5 項まで又は第 1 2 6 条」を加える。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

- (3) 戸籍法第 1 2 0 条の 3 第 2 項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により

行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円

第2条中第29号を第31号とし、第7号から第28号までを2号ずつ繰り下げる。

第2条第6号中「受理した書類」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「書類 1件につき」を「書類又は届書等情報 1件につき」に改め、同号を同条第8号とする。

第2条第5号中「第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)」の次に「若しくは第126条」を、「事項の証明書」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書」を加え、同号を同条第7号とする。

第2条第4号の次に次の1号を加える。

(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。) 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

第2条第4号中「第1項」を「において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は第126条」

に改め、同号を同条第5号とする。

第2条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料 1通につき 750円

第3条第2項中「すでに」を「既に」に改める。

第5条第1項及び第6条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。